



近畿税理士会会員研修に関する運営規程第2条第3号研修です<3時間>

士業として押さえておきたい 働き方改革関連法

法律の専門家は弁護士ですが、顧問弁護士はおろか弁護士の知人がいない事業者もいます。その一方で、税理士は事業者にとって身近な存在であり、長年の顧問契約等で信頼関係もあるため、法律問題でも最初に頼られるのは、税理士やその職員であるケースが多くあります。大切な顧問先等が適切な初期対応をできるように、また、それぞれの事業所の運営等にも役立てていただけるように、今回は働き方改革関連法を中心に、最小限押さえておきたいポイントや対策など、判例や事例なども交えて分かりやすくお伝えします。是非ご参加ください。

【日 時】 2019年6月21日(金) 13:30~16:30

【場 所】 京都税理士会館3階 京税ホール

両丹地区ではライブ配信を開催する予定です
※両丹の先生方へは、各支所より改めてご案内させていただきます

【講 師】 弁護士 仲井 敏治 先生

【受講費用】 組合員・賛助会員の先生・その職員 …… 1,500円

上記以外の先生・その職員 …………… 3,000円

- * 筆記具をご持参ください
- * 費用は当日受付で申し受けます
- * 必要な方は研修受講カード・日本FP協会会員証をご持参ください

※当日は、受講料をあらかじめお手元にご用意の上、受付にお越しください。
受付の混雑緩和に、ご協力の程よろしくお願いいたします。
< ※受講申込者への受講案内 FAX の配信は廃止しております >

● 下記の必要事項にご記入のうえ FAXでお申し込みください ●

☆2019年6月21日(金)「士業として押さえておきたい働き方改革関連法」

所属支所/支部	税理士氏名・税理士法人名	税理士番号・法人登録番号 (必ずご記入願います)
支所/支部		
お電話番号 ()	FAX番号 ()	人数 (必ずご記入願います) 名

※お席確保のため、事前申込の無い方が当日お越し頂いた場合、入場をお断りさせていただきます。

※無断でキャンセルされた場合は、受講料をいただくことがあります。

お申し込みは事務局へ⇒ Tel(075)222 - 2311/Fax(075)222 - 2355